

イメージ図

(現行)

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
主事補	主事	主任	主査	係長	補佐	主幹・課長	部長

(国準則)

1級	2級	3級	4級	5級	6級
係員	高度な係員	係長	補佐	主幹・課長	部長

(市独自)

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
主事	主任	主査	係長	補佐	主幹・課長	部長

【単労職】

- ・単労職給料表は現在、国の行政職俸給表（二）6級制の3級までを使用。
国では現行3・4級が統合され、新3級となるが、市においては単労職給料表の級構成は変更なし。

④号給構成の再編

- ・現行の号給を4分割し、1号給あたりの昇給額を縮減
- ・枠外在職者の実態を踏まえ、国の基準の3号俸の範囲内という限度に関わらず新2級の最高号給と同じ号給まで号給数の増設を行う。

【実施時期・経過措置】

- ・(1)の①から④までの見直し（給料表の見直し）は平成18年4月1日から実施
- ・新たな給料表の給料月額が平成18年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対して、経過措置としてその達するまでの間は新たな給料月額に加え、新旧給料月額の差額を支給（差額を加えた額を給料とする。）

○経過措置のイメージ

H18.3.31	旧給料月額			
1年目	新給料月額	差額	←新給料表切替	} 新旧給料月額の差額を支給
2年目	新給料月額	差額		
3年目	新給料月額	差額		
⋮	新給料月額		←経過措置終了	

○調整額 平成18年度：△43,977千円